

進級・卒業の要件

<学則より抜粋>

第21条【進 級】

1. 1年次から2年次へ進級する場合は1年間以上在学し、所定の授業科目を履修し、原則として40単位以上修得していること。但し、やむを得ない事情がある場合には校長判断により進級を認めることがある。
 2. 福祉保育科において2年次から3年次へ進級する場合は2年間以上在学し、所定の授業科目を履修し、原則として通算80単位以上修得していること。但し、やむを得ない事情がある場合には校長判断により進級を認めることがある。
- *上記の条件を満たしている者を校長が進級認定する。

第20条【卒 業】

1. 本校所定の修業年限2年の課程を終了し、学習評価の上、下記の条件を満たした者には、卒業証書(別紙様式)ならびに専門士称号(別紙様式)を授与する。
 - (1)原則として卒業基準検定を2つ以上取得していること。
 - (2)原則として、必修科目をすべて単位取得していること。
 - (3)2年間以上在学し、107時間単位以上を取得していること。
2. 本校所定の修業年限1年の課程を終了し、学習評価の上、下記の条件を満たした者には、卒業証書(別紙様式)を授与する。
 - (1)原則として、必修科目をすべて単位取得していること。
 - (2)1年間以上在学し、50時間単位以上を取得していること。
3. 本校所定の修業年限3年の課程を修了し、学習評価の上、下記の条件を満たした者には、卒業証書(別紙様式)ならびに専門士称号(別紙様式)を授与する。
 - (1)原則として、必修科目をすべて単位取得していること。
 - (2)3年間以上在学し、157時間単位以上を取得していること。